

農商務省にては米價基準課の爲め議きに更圖を大図に提出し當國米商會所にて開會論告する所あり外國米を格付表に入れて掛米と爲す可し云々の事も其一項たりし由なるが同米商會所にては臨時株主總會を開き米商會所は内國米を以て定期貿賣を爲すの目的と以て創立したる者にして今或る外國米を受取代米と充んとそば經濟上如何ある影響を生ずるやも知る可らず且つ此事なる米商會所營業上に重大の關係あるものあれば獨り當國米商會所のみに限らず全國米商會所も請問して事の當否を決す可きものならん云々と評定して其決議を申告したるに農商務省の方にては米價騰貴、細民難堪の折柄、緩慢手段を以て事を處す可き場合に非ずとの意味にてもわらんか同大臣は電報を以て大阪米商會所申合規則の認可を取消し來る六月限迄の貿賣は從來の規則に因るふどを得べきも其後の取引に關しては更に申合規則を定め條例に定むる手續を經て其認許を乞ふ可しと命令したりと云ふ抑も外國米を格付表に加へて米商賣の區域を廣くし内に米價の騰貴するとあれば外に低價の米を供て内外共通、有無相濟ふの道を立て將た米商の眼界を大にして世界の米價に注惠せしむると肝要あらんとは數年前より我輩の唱道したる所にして心かる商賣人中には既に定謹ある程の次第あれば今後之を堪忍して我れより進んで米商賣の區域を廣風靡するに過疑の痕跡あるが如きは返すゝも遺憾あるども今や輿論の方向は次第に商業の重きを許し且つ從來の觀點に於て政府に商業上の嗜みなく商業家の意向を察せしめて俄に新規改革を勧行せざる可らざる筈なるは我が商人が獨立を保ちて自から其會社の事を支配して營業者の迷惑を來したるふと毎度其例に乏しからず彼のペーパス條例の如き即ち其一例にして今後の要務とするやうの習慣を成さしめ政府は商人の意望を重んじ商人は政府を助成して意氣投合、滑に事を辦するの外凡そ商業上の法律規則は商人の導向に訴へて之を施行するやうの習慣を成さしめ政府は商人の意望を重んじるに於て英國出納専務ゴッショーン氏は下院に歲計豫算案と提出して其餘利の一端を減ず我輩の窮に嘆惜する所なり今當教四月十九日發の電報(昨日の電報欄内に在り)に據るに英國出納専務ゴッショーン氏は下院に歲計豫算案と背ちたるの形跡あると得ず我輩の窮に嘆惜する所なり規則の認可を取消したるが如き商人官府意氣投合の妙と欠き商業社會に官の權力を用ひて商人獨立の要務にある可らず然るに今度農商務省にて大阪米商會所申合規則の認可を減んじて之を施行するが爲め若し關係人が同意するならば第一封度に付きニヤンスの關係を減じ又印度及び諸殖民地への郵便稅を二ペニス半に減するの意見あり云々とあり即ち英國の政治家は常に商人の意望を重んじ茶稅を減じ而便稅を減するにも營業者の不平からて誠に之を進歩するの意あきときは左右著しく多くして滑く行はる可しとも思はれず左れば政府

時事新報

は商人の情實を察し商人は政府の意向を推し國家公共の爲めとあれば成る可く其折合を附け雙方實意納得して新案の實行を求む可き旨にして商人は舊來の仕方を守りて其我意を枉ぐるみとすく政府も亦之を知りて窮島に官の權力を使用するやうの題例を開くみるとあらば國家商業上の秩序の爲めに今後如何なる弊害を生ず可きやも測られず過ぎたる者は咎む可らず唯來者を戒む可きのみ我國の政治家は今後少しく彼の英國流の方針を取りて商業上に力迫の痕跡を絶ち商人も亦力迫せらるゝと待たず事の圓滑に行はるゝを期して雙方その意望を尊重すると我輩の切に希望する所のものなり

宮錄卷之三

○儀式の電報 天皇陛下は一時二十日午前九時三十分奥港へ御上陸鎮守府へ臨御次に各所並巡覽在らせられ昨二十二日は午前江田島へ向け御被纏在らせられ又皇后陛下は一時二十一日午前七時櫻井御發駕傍山東北駿へ御参拜御小休御膳とも御豫定の通りにて後醍醐天皇御陵へ御参拜午後五時四十五分吉野御旅館へ御安着在らせられたる旨宮内省へ電報ありしと
○博覽會へ行啓 皇太后陛下には明二十四日午前八時三十分御出門にて内閣勅業博覽會へ行啓の旨昨二十二日仰出されたるよし
○皇族の出發 北白川龍久親王殿下は職務を帯び昨二十二日高崎兵營へ出張されたるよし

○美術館の模様（昨日の續き） 床飾圖の刺繡屏風（京
都）

都府西林紙不律門日出日落之什物二百三十間也。其外各刺繡し、裏は全體を襖に見せ其下には表の床飾ふ縫みある。出入の壁水生、木鍊などを施せるものなるが、墨日

の紙上にも記したる如く同氏は繪程意匠を凝らしたるものゝ由にて一寸目新しくして面白く、刺繡あとも總體に出来善けれども殊に雪舟墨畫山水の雙幅は上出來な

るを覺ゆ此懸匠は已に墨渦流と爲りたる趣にて其れを
掲げあり誰れやら此屏風は芝居の道具達より似て新富座
出品とでもありようなりと評せしは怪しかる事あら

ん中には隨分缺點あるには非ざれども兎に角已に宮内省へ買上られし位にて先づ上出來と云はん方穩當あるべし、次に友禪染の掛物（同上）は探幽筆の籠を友禪染ゆうじんそめ。

にしたるのにて、刺繡の色を此處に用ひたる所が
と最も宜し此代價三百八十四圓、次に刺繡の衝立(同上)
は代價百四十五圓とあり表は青羅の半ばを捲き上げ葉
玉之沖の餘る半圓、裏は鶴代價一千圓で菊花と栗と刺繡したる

るものにて其驚越に薬玉の見ゆる處、猶の顯る様な
と能く出来たり是れ亦宮内省の買上と爲り、次に刺
繡の縁を離れて白木彫の神武天皇御立像（東京府竹内

兼五郎氏出品)は八尺連の大像なるが天皇の御陣に在す所なるべく街髪も亂れて、髻は後邊に垂れ、腰にビ剣を帯び、背には旗を負ひ、左手に鞘を附けて月を持た

せ繪へり此圖は竹内氏の意匠に成りしものか甚だ餘人の考案に出でしものかは知られども繪程注記してあるものと覺しく御装版等も先づ一見したる所にては能く其表記の制を西洋のものゝ如くと思はれども下見

體ともに善く出來しが殊に物頃は最も其心を憂りしものか、際立^{ひきだつたま}振りて見ゆるのみあらず翠に想^{おも}羅に出でず。

して其御末なる異き御方の御影を寫せしなどは甚く所ありて最と面白く見えたり唯其掛させ給へる曲玉管玉は他に比して少く小み過ぎや、御顔も體に釣合はし得ぬ少しく薄くしたらんとは尙ほ見善かるべしと思はる兎に角此摩頭は木形の中にても上出来の方ならんか但し本品は非賣品あり、次に鯉魚の鎧銅衝立(東京府山中庄一郎氏出品、鎧工鈴木錦次郎氏)は未だ表置しからざりしが表は銅も鯉魚の滑潤として水面より躍り出で飛沫の送りて四散せる圖を鏤出したるものにて手原も善く出来一寸面白し裏は杉板に漆布を書きたるものあれとは是は随分お粗末あるが如く又縁、脚などは紫檀等の唐木を用ひしがナト武骨めきて雅致に乏く今少し何か意匠もがなと思はる併し或る人が何處かに本家鯉鱅圓と書いてありさうだと言ひしは過酷の評あるべし、序に記す其後陳列品の表價したるものにて東京府澤田銀次郎氏出品の彫刻漆器の衝立(千八百圓)同白井吉五郎氏出品の紫檀書棚(千五百圓)あり之に此程より記載したるものと加ふれば二萬四千六百三十圓なり品となり其代價を合算すれば三萬四千六百三十圓なりとは好で圖の實を數へる左る關人の勘定あり